

2024年6月20日

各位

会社名 ピー・シー・エー株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤文昭
(コード番号 9629 東証プライム市場)
問合せ先 財務経理部長 坂下幸之
(TEL 03-5211-2711)

事後交付型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月20日の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 割当日	2024年7月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 19,000株
(3) 処分価額	当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価額に基づく処分価額の総額は28,536,930円です。
(4) 割当予定先	当社の退任取締役1名 19,000株
(5) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月21日開催の取締役会において、役員の株式保有促進による株主の皆様との長期的利害共有と中長期的な株主価値向上へのインセンティブを目的として、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「業務執行取締役」と総称します)を対象とする新たな退任時報酬制度として、事後交付型株式報酬制度(事後交付型リストラクテッド・ストック、以下「本制度」といいます)を導入することを決議しました。これを受けて本制度に関する議案を、2018年6月22日開催の第38回定時株主総会に付議し、本株主総会において決議されました。

また、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、本制度を一部改定する議案を付議し、決議されました。

なお、改定後の本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

(1) 制度の概要

本制度は、当社が対象者に対し、毎年一定の時期に当社の定める規程に従いポイントを付与し、各対象者が取締役を退任する際、付与を受けたポイント数に応じて1ポイントあたり1株の割合で換算した数の株式を交付する退任時報酬型の株式報酬制度です。リストラクテッド・ストックに係る報酬の額(会計上の費用計上額)は、1事業年度あたり7500万円を上限とします。

(2) 対象者

業務執行取締役

(3) 付与ポイント

毎年一定の時期に、各対象者に対し、基本報酬の年額の30%に相当するポイントを付与します。

但し、1事業年度当たりの付与ポイント数の上限は5万株相当を上限とします。なお、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与ポイント数について合理的な調整を行います。

(4) 株式の交付

対象者が当社取締役を退任する際、当社は当該対象者に対し、保有するポイントを1ポイントあたり1株の割合で換算した数の当社普通株式を交付します。

取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに自己株式の処分を行う方法により株式を交付します。

(5) 組織再編等における取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認されたときは、当該組織再編に伴い適切な代償措置が講じられる場合を除き、当社は、上記（4）に基づく株式の交付に代えて、当該組織再編の効力発生日の前日に、各対象者が保有するポイント数に当社普通株式の市場価額を乗じた額の金銭（1円未満切り捨て）を、各対象者に支給するものとします。

(6) その他

リストラクテッド・ストックの制度内容は、法令の改正、実務動向その他の事情を踏まえて将来変更される場合があります。

3. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分による希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める当社経営者から独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上